

○「子ども・若者の声』（令和6年5月末時点）のとりまとめ状況（学校に関すること）

カテゴリー	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
学校 ①	・教室の場所により、暑いところ寒いところがあるので、扇風機の台数を増やして、空気を循環させてほしい。	・扇風機の教室への設置場所や台数については、学校施設の状況に合わせて、各学校で決めています。教室の温度により体調に不安がある場合は、担任の先生などに相談してください。	教育委員会事務局
学校 ②	・小学校の講堂にクーラーを付けてほしい。	・令和6年の元日に能登半島で地震があったことから、地震が起きたときに避難所になる小学校の体育館にクーラーを付ける準備をすることになりました。	教育委員会事務局
学校 ③	・自習スペースが少ないので、学校や公共スペースを自習スペースで使えたら嬉しい。	・各学校において、学校の状況に合わせて自習スペースの提供を行っています。また、各区の大阪市立図書館でも自習利用ができる場所があります。（区によって異なりますので、各図書館におたずねください）	教育委員会事務局
学校 ④	・教科書が重いので、軽くしてほしい。	・児童生徒の持ち物については、文部科学省からの通知に基づき、児童生徒の実態に応じた適切な配慮を行うよう、教育委員会事務局から各学校へお知らせしています。 ・教科書やその他教材等のうち、何を児童生徒に持ち帰らせるか、何を学校に置くこととするのかについては、保護者等と連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等を考えて、各学校で決めています。	教育委員会事務局
学校 ⑤	・給食の全体の量を増やして、果物を多くしてほしい。 ・もう少し、全体量を増やしてほしい	・大阪市の学校給食は、文部科学省の児童または生徒一人一回当たりの必要栄養量の基準に基づき献立を作成し、果物を含め、学年に応じた適正な量を過不足なく提供しています。 ・給食の全体量および果物等特定の食材を増やすことは、過剰な栄養の摂取ともなりかねないので、難しいと考えています。 ・引き続き、おいしく安全で安心して適切な給食を提供できるよう努めてまいります。	教育委員会事務局
学校 ⑥	・中学選択制を導入し、他区の中学校に入学できるようにしてほしい。	・現在、大阪市全区において、小学校、中学校及び義務教育学校の入学に際して、子どもや保護者が就学する学校を選べる学校選択制を導入しています。 ・学校選択制は、各区毎に実施しており、区長が定める区内の選択可能校から学校を選択していただける制度となります。 ・また、市内には、全市から選択できる小中一貫校が5校あります。	教育委員会事務局

○「こども・若者の声』（令和6年5月末時点）のとりまとめ状況（学校に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
学校 ⑦	・入学時の1回限りでいいので、小中高の制服代の支給してほしい。	・教育委員会では、大阪市立の小・中・義務教育学校に通っており、経済的に困られている家庭の保護者の方に、就学援助制度を設けており、当該年の4月1日付けで認定された小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生には、入学するにあたり通常必要な学用品、通学用品等の購入のための「入学準備補助金」を定額で支給しています。	教育委員会事務局
学校 ⑧	・運動会を開催する時期を変更してほしい。	・運動会を開催する時期については、児童や学校、地域の実態に応じて、各学校が決めています。 ・各学校においては、運動会を含めた様々な行事等を総合的に進めることができるよう計画しています。	教育委員会事務局
学校 ⑨	・小学生の登下校を個人ではなく集団にしてほしい。子どもへの性犯罪など多く見られるため、安心して一人で登下校させられない。共働きの家庭では付き添うことも難しい。	・集団登校の実施については、児童や学校・地域の実情に応じて、各学校が決めています。 ・また、各学校においては、子どもたちの登下校の際、保護者・地域の方々にも安全を確保するために見守りの協力をいただいています。	教育委員会事務局
学校 ⑩	・不登校の親の会に参加して母親がすごく楽になった。親の会に参加してもらって不登校の子を救ってほしい。その為に学校や行政の方から親の会を紹介してほしい。	・親の会については、NPO法人や個人等が運営しており、教育委員会事務局として運営実態を把握しているものではないため、紹介することは難しいですが、大阪市ホームページにある保護者向けのサイト（親力アップサイト）や生涯学習センター等で開催されている講座のなかに、不登校になっているこどもの保護者向けの内容がありますので、参考にいただければと考えています。	教育委員会事務局
学校 ⑪	・障がいのある弟の担任が肢体不自由学級の先生ではなく、通常学級の先生が担任。肢体不自由であれば、行動に制限があり、兄である自分の負担が増えるのではないかと不安。	・特別支援教育は学校全体で行う必要があり、障がい種別によって定められた先生が中心となり小集団等での学びを行います。 ・全員の先生が共通理解し、障がいのある子どもたちの学校生活を支えていますので、安心して学校生活を過ごしてほしいと思っています。	教育委員会事務局
学校 ⑫	・特別支援教育を希望する・しないに関わらず、就学相談に関する通知がないし、第三者的に相談できるところがない。	・大阪市教育委員会では、相談員が電話や来所にて就学に関する相談を受け付けておりますので、次の相談窓口までお電話をください。 （「インクルーシブ教育推進室」 相談窓口 TEL 06-6327-1016 平日9:30-17:00） なお、就学に関して次のホームページでも掲載しております。 ※障がいのあるお子さんの就学・進学相談 https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000545291.html	教育委員会事務局

○「こども・若者の声』（令和6年5月末時点）のとりまとめ状況（学校に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
学校 ⑬	<p>・支援学級を希望しても、1年生は慣れることが優先と通常学級にいれられる。基本は取り出し授業はしないとされた。それでは、インクルーシブとは言えないのでは。必要に応じた学びとは思えない。</p>	<p>・特別支援学級への入級のみならず、障がいがあっても通常学級に在籍しながら必要な合理的配慮を受け、学ぶことも1つの考え方です。また、通級による指導を活用して、通常学級で学びながら一部特別の指導を受けることもできます。個々の障がいのニーズに応じた学びを保護者と学校が相談しながらすすめることが大切であると考えています。</p>	教育委員会事務局
学校 ⑭	<p>・支援学校の管轄が府下になったことが原因なのか、地域の小学校との転籍は基本できないと言われた。地域の小学校で難しい場合には、支援学校を次の選択肢として選ぶことができないのは、子どもの学びの場を十分に提供できているとは思えない</p>	<p>・転学の相談は可能です。どのような障がい状況の変化等があって、転学の希望を出されているのかを学校及び教育委員会が把握する必要があります。教育課程の違いや教育環境が大きく変化することでのリスクなど、こどもたちの教育を第一に考え、市教育委員会と府教育委員会とが協議を行い、慎重に判断していきます。</p>	教育委員会事務局
学校 ⑮	<p>・大阪市の全校をPTA廃止にしていきたい。共働きで時間がないのに、わざわざ時間をつくって会合に出たり、土日のイベントに参加しないとけない。民間に外部委託できないか？</p>	<p>・PTAは子どもの保護者と教職員がともに会員として協力し、子どもの教育についての理解とその振興にあたることを目的とした社会教育団体です。子どもの健全な成長を図るためには、学校と家庭と地域社会とが、それぞれの役割果たし、支え合うことが最も大切であり、そのためには保護者や教職員、さらには地域住民が連携を深める場を持ち、お互いに学び合うことが必要です。PTAには学校・家庭・地域の懸け橋となって、それぞれの連携を強める中核的な役割を果たしていただいているところです。</p> <p>・社会教育団体は、公の支配に属さない団体で自立した運営が求められているため、教育委員会といたしましては、団体育成の観点で助言をおこなう立場で、PTA活動の促進に務めております。</p> <p>・PTAへの加入や活動への参加については、強制されるべきではありませんので、上記に記載しておりますPTAの趣旨をみなさまが共有した上で、民間への外部委託も含めてそれぞれのPTAにおいて十分に話し合い、進めていただくことが大切であると考えております。</p>	教育委員会事務局
学校 ⑯	<p>・障がいがある弟が児童いきいき放課後事業に通っていますが、指導員は僕に弟のお世話を頼んできて、中々、友達とコミュニケーションを取ることができず、友達が作れない。</p>	<p>・いきいき活動室において、障がいのある子の対応はスタッフが行いますので、いきいき活動室では、友達とのコミュニケーションを大切にしてください。</p>	こども青少年局

○「子ども・若者の声』（令和6年5月末時点）のとりまとめ状況（学校に関すること）

カテゴリー	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
学校 ⑰	<p>・児童いきいき放課後事業のスタッフが怒ってばかりで怖い。連帯責任で、怒られた子たちのせいで、運動場に遊びに行けない。帰る時に、タバコを吸っていて、道に捨てているスタッフがいる。</p>	<p>・いきいき活動室でスタッフが子どもに接するときは怒って大声を出さないよう注意しました。また、怒られた子がいることを理由に運動場で遊べないということはありません。運動場で遊べなかったのは、他の理由があったためなので、丁寧に説明するようにスタッフを注意しました。</p> <p>路上でのタバコの喫煙は慎むとともに、吸い殻を吸殻入れやごみ箱などの定められた場所以外に捨てることのないよう厳重に注意しました。</p>	<p>子ども青少年局</p>
学校 ⑱	<p>・学校に汗拭きシートをもっていかせてほしい。</p> <p>・靴下やスニーカーの色くらい自由にしてほしい。</p>	<p>・校則については、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものであり、児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることから、学校には一定のきまりが必要とされていますが、児童会・生徒会や保護者会といった場において、その内容を確認したり議論したりする機会を設けるなど、適宜点検、見直しを図るよう各校へ通知しております。</p> <p>・時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか、絶えず積極的に見直す必要があると認識しており、校則を自分事としてその意味を理解して主体的に守ることができるようにするために、児童会や生徒会といった場が活用できることをお知らせしています。</p>	<p>教育委員会事務局</p> <p>教育委員会事務局</p>
学校 ⑲	<p>・水泳授業の水着ですが、一学期の少しだけの期間のために毎年買い換えないといけないのが負担です。水着もデザイン指定なしでなんでも良いのならプライベートでも使えるのでいいと思います。</p>	<p>・学用品については、各校が地域や保護者等の意見を踏まえ、指定の有無や許容の範囲を判断しているものと認識しております。</p> <p>・つきましては、関係する学校または、教育委員会事務局まで、ご相談いただきますようお願いいたします。</p>	<p>教育委員会事務局</p>

○「こども・若者の声』（令和6年5月末時点）のとりまとめ状況（学校に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
学校 ⑳	<p>・もう学校のPTA無くしてもらえませんか。やりたい人がやる。やりたい人がいなければその年はPTA無しで良い。</p>	<p>・PTAは子どもの保護者と教職員がともに会員として協力し、子どもの教育についての理解とその振興にあたることを目的とした社会教育団体です。子どもの健全な成長を図るためには、学校と家庭と地域社会とが、それぞれの役割を果たし、支え合うことが最も大切であり、そのためには保護者や教職員、さらには地域住民が連携を深める場を持ち、お互いに学びあうことが必要です。PTAには学校・家庭・地域の懸け橋となって、それぞれの連携を強める中核的な役割を果たしていただいているところです。</p> <p>・社会教育団体は、公の支配に属さない団体で自立した運営が求められているため、教育委員会といたしましては、団体育成の観点で助言をおこなう立場で、PTA活動の促進に努めております。</p> <p>・PTAへの加入や活動への参加については、強制されるべきではありませんので、上記に記載しておりますPTAの趣旨をみなさまが共有した上で、それぞれのPTAにおいて十分に話し合い、進めていただくことが大切であると考えております。</p>	教育委員会事務局
学校 ㉑	<p>・学校のトイレがきたなくてトイレに行けません。あとトイレの手あらえば冬におゆが出ません。なんとかしてください。</p>	<p>・学校のトイレは衛生的に使えるように、日頃から掃除をしています。また、便器や床などについて、古いものから順番に新しくしていますが、現在はお湯が出る手洗いにはなっておりません。</p>	教育委員会事務局
学校 ㉒	<p>・エアコンが完備されているので夏休みはお盆と同じ期間の休みでいいのではないのでしょうか。</p> <p>共働きが増えて、夏休みに朝から晩まで預けられら子供も、かわいそう。預かってくれる施設は勉強や食事、環境、いろいろな面で格差が生まれてくると思います。</p> <p>それなら、格差の無い教育、食事に環境が、整っている学校に登校することができれば、子どもにとっては良い環境になるとおもいます。</p> <p>共働きの社会にあった子育て環境を学校教育の面でも充実させてほしいと願っています。</p>	<p>・休業日につきましては、学校教育法施行令第29条において、市町村又は都道府県の教育委員会において定めると示されております。</p> <p>・本市教育委員会におきましては、大阪市立学校管理規則に定めるとおり、エアコンの設置の有無にかかわらず、夏季休業日を7月21日から8月24日としております。</p>	教育委員会事務局

○「こども・若者の声』（令和6年5月末時点）のとりまとめ状況（学校に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
<p>学校 ⑳</p>	<p>放課後のいきいきについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、先生が基本的に怒りっぽい人が多い。先日、放課後担任がいきいきに行く前に子供と少し遊んでくれて、それからいきいきに行くと、「遅い！！早く来なさい！！」と、怒鳴られたそう。 小学校一年生が少し教室からいきいきに来るのに遅れただけで、怒鳴る必要ありますか？ もう少し、優しくなんで遅れたの？心配したよ、くらいでいいんじゃないですか？ いきいきはつまないと入学当初から子供はいつており、確かに狭い部屋で放課後厳しいいきいきの先生やったら、嫌だろうなと思いつつ、でも、可哀想やけど、仕事上預かる他ないので預けてますが。そんなこんなもあって、担任が少し時間潰しに教室で遊んでくれてからいきいきに行っただけなのに。それ以来、怒られるし、担任とは話さないで直ぐにいきいきに行くようにしたと子供が言ってました。楽しく、いきいきと過ごす、が大阪市いきいきではないんですか？ あれあかん、これあかん、何かあったら怒鳴る、大人でも嫌ですよ。 もう少し、楽しく穏やかに過ごせるいきいきにして欲しいです。 学校教師が見回りするだの、指導を定期的にするだの、子供達が自分から行きたい！っていうような運営を望みます。 ・あと、もう一点、長期休みのいきいき受け入れ開始が8時半になるのは何故ですか？ 通常の学校生活は8時過ぎから受け入れてくれるのに、仕事してる身にとっては少しの時間のずれでも出社するのに影響がでます。人数集まれば早朝受入可能ではなく、通常学校生活時と同じ時間に受入可能として欲しいです。以上、改善する事を切に願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童いきいき放課後事業をご利用いただきありがとうございます。 ・平日「いきいき」へご参加いただく時間は授業終了後（14：30～）自由なタイミングでお越しいただくことが出来ます。 ・このたびは、指導員の対応により不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございません。ご指摘いただいているいきいき活動室の場所や時期などについて詳細をご連絡いただけますと、事実確認のうえ、指導員に対する指導を行うことができますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。 ・「いきいき」につきましては、遊びやスポーツ、読書などをしながら楽しく過ごしていただく放課後の居場所を提供する事業をめざしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 ・長期休みの活動開始時間は8：30となっており、8：00～8：30の間は、希望者が5人以上いらっしゃる場合に、年額5,000円で活動時間の朝延長を実施しています。今後はご利用いただいている方々のご意見を踏まえながら、より利便性の高い事業となるよう検討をすすめてまいります。 	<p>こども青少年局</p>

○「こども・若者の声』（令和6年5月末時点）のとりまとめ状況（学校に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
学校 ⑳	他の自治体では、見えない教育費の負担となっている学用品について、無償化されているところがあります。大阪市でもぜひ取り組んでいただきたいです。	<p>・学用品の無償化については、現時点では検討しておりませんが、各学校における学用品につきましては、文部科学省より平成30年3月19日付「学校における通学用品等の学用品等の適正な取扱いについて(通知)」において、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるようにすることや、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意することがと示されており、教育委員会から各学校へもその旨を通知をしております。</p> <p>なお、大阪市立小・中・義務教育学校にお通いで、経済的に困られている家庭の保護者の方には、学校教材費などを援助する「就学援助制度」を設けており、学校徴収金により購入する教材や学用品費相当額等を支給しています。また「就学援助制度」では、小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生を対象に、入学するにあたり通常必要な学用品、通学用品購入費として「入学準備補助金」を支給しております。</p>	教育委員会事務局
学校 ㉑	豊中市は、ことし4月の始業式以降、市内全ての小学校で午前7時から校門を開放し、午前8時ごろの登校時間まで児童を預かる方針を明らかにしました。大阪市でも早期に同様の対応をお願いします。	<p>・現時点では、登校時間まで児童を預かる対応は実施しておりませんが、重要な課題であると認識しており、今後検討が必要であると考えております。</p> <p>なお、小学生（概ね10歳未満）をお預かりする事業といたしまして、「ファミリー・サポート・センター事業」（有償）を実施しています。これは、お子さんを預かってほしい方（依頼会員）とお子さんを預かることができる方（提供会員）が子育てを支え合う相互援助システムです。事前に保護者の方の会員登録が必要となりますので、お住まいの区のファミリー・サポート・センター支部まで、お問い合わせください。</p>	教育委員会事務局 こども青少年局